

## 役員選任規約

(総則)

第1条 定款第21条および第23条に規定する役員を選任は、定款の定めによるほか、この規約の定めるところによる。

(選任区分および選任区域)

第2条 役員選任に当っては、理事については以下の選任区分を設け、監事については全体区分として役員候補者を選定する。

- 1) 全体区分
- 2) 地域区分
- 2 理事の全体区分においては、生協運営全体の観点から選定する常勤理事及び有識者理事の候補者を選定する。
- 3 理事の地域区分においては、別表に定める区域（理事会において定める区域）ごとに組合員理事の候補者を選定する。
- 4 監事の全体区分においては、組合員監事及び有識者監事の候補者を選定する。

(定数)

第3条 役員を選任区分ごとの定数、全体区分における常勤理事及び有識者理事（監事にあつては組合員監事及び有識者監事）の定数配分並びに地方区分における各区域の定数は、定款第20条の定める範囲内において、生協の事業及び組織の状況並びに各区域の組合員数及び組合員組織の状況を考慮して理事会で定める。

(候補者になることができない者)

第4条 以下の者は役員候補者となることはできない。

- 1) 総代
- 2) 第5条第2項に定める役員選考委員会の委員であつて、現任理事でない者
- 2 生協法の規定により役員となることができない者のほか、以下の者は不適格者として役員候補者になることができない。
  - 1) 未成年者
  - 2) 破産手続開始の決定を受け、復権していない者

(役員選考委員会)

第5条 総代会における役員選任を慎重に行うために、役員選考委員会（以下「選考委員会」という）を設け、候補者の推薦を行うものとする。

- 2 役員選考委員会は、次の委員により構成し、委員長を互選する。
  - 1) 理事長が指名した総代 8名
  - 2) 理事会において選任した理事 2名

(候補者の推薦)

第6条 選考委員会は候補者名簿に登録されている者の中から、以下の基準にもとづき第3条による定数の範囲内で、選考委員会として推薦する者を選考する。

- 1) 全体区の理事候補者については、理事会の推薦があること
  - 2) 地方区の理事候補者については、地域リーダー会の推薦があること
  - 3) 監事候補者については、監事会の推薦があること
- 2 理事長は、地方区分理事候補者の推薦に先立ち、次の事項を公告し、選考委員会の推薦を受けることを希望する組合員からの申出を求めるものとする。
- 1) 役員選任を行う総代会の日時および場所
  - 2) 第3条にもとづき理事会が決定した区域別の理事定数
  - 3) 申し出の受付方法および申し出の期限
- 3 前項の規定により申し出をすることができる組合員は、前項の公告のあった日の前月の末日から継続して組合員であったものに限る。
- 4 役員選考委員会は、委員の3分の2以上の多数により、第3条に基づき理事会が定めた定数において、推薦すべき候補者を決定する。
- 5 役員選考委員会は、前項の決定をするときは、決定に係る候補者からあらかじめ承諾を得るよう努めるものとする。
- 6 役員選考委員長は、前項の規定により推薦すべき候補者を決定したときは、その内容を理事長に報告するものとする。
- 7 理事長は、監事候補者につき前項の報告を受けたときは、すみやかにその内容を特定監事に通知しなければならない。
- 8 特定監事は、前項の通知を受けたときは監事会を招集し、第4項により全体区分役員選考委員会が推薦を決定した監事候補者の選任を総代会に付議することに関し、協議に付さなければならない。
- 9 特定監事は、監事の過半数により前項の同意の可否を決したときは、その結果を理事長に通知するものとする。この場合において、同意が得られなかったときは、監事の協議により監事の候補者を選定し、理事長と協議するものとする。

(役員選任議案の決定)

第7条 理事長は、前2条の規定による役員選考委員会の報告並びに第5条第8項による監事との協議を行ったときはその結果に基づいて、総代会に提出する役員選任議案を作成し、理事会に付議しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、監事の過半数の同意を得た監事の選任議案を総代会に提出することを監事が請求したときは、理事長は、その議案を理事会に付議しなければならない。
- 3 理事会は、前二項の規定により提案された役員選任議案について、法令並びに定款及び規約に違反する場合を除き、総代会に提案することを決定しなければならない。

4 理事会は、役員の就任について各候補者の承諾を事前に得るものとする。

(役員選任議案の通知)

第8条 理事会は、法令の定めに従い、総代会の招集通知とあわせて役員選任議案を議案書に掲載して総代会に送付しなければならない。

(役員選任議案の説明及び採決)

第9条 理事は、総代会において役員選任議案の内容を説明しなければならない。

2 総代会における役員選任議案の採決は、候補者全員を一括して行うものとする。ただし、議長が定めることにより、理事の選任に係る部分と監事の選任に係る部分を区分して採決することを妨げない。

(役員の就任)

第10条 選任議案が総代会で議決されたときは、直ちに選任された各役員に対してその旨の通知をしなければならない。

2 前項の通知を発した日から1週間以内に就任を辞退する旨の届出がないときは、役員に就任したものとみなす。

(役員の補充)

第11条 役員の一部が欠けた場合において、補充の選任を行うときは前各条の規定を準用する。

(細目)

第12条 本規約に定める他、役員選任の実施の細目は理事会において別に定める。

(改廃)

第13条 この規約の改廃は総代会の議決による。

(附則)

この規約は2008年6月10日から施行する。

2021年 6月14日一部改訂(法改正による変更)